

中央会 8万社のチカラを結集して

協同

月刊 BUSINESS-LINK 中小企業連携組織活性化情報

newsline

2010/3

京都府中小企業女性中央会 第14回 女性のつどいを開催	1
特集 中小企業金融円滑化法について	2~3
新春講演会 平成22年 北部地域新年懇談会 『酢を造るといふ仕事』 米ひと粒への想いを共有する取り組み / 株式会社飯尾醸造 五代目見習い 飯尾 彰浩	4
京都府中小企業組合士協会 創立25周年記念事業 第1弾 創立25周年記念講演会を開催	5
第2弾 視察研修会のご案内	5
京のほんまもん No.8 京仏壇・京仏具	6
協会けんぽからのお知らせ	6
新卒者就職応援プロジェクトのご案内	7
京都経済お天気	8
新加入会員紹介	8

京都府中小企業女性中央会

第14回 女性のつどいを開催



開会挨拶：女性中央会 伊庭会長 者、女性経営者幹部らを対象に今回で14回目となる女性のつどいを開催した。

第1部のセミナーでは、「豊かなコミュニケーションをとるために ~さらに素敵な人生を歩んでいただきたいあなたへ~」をテーマに、株式会社ウィズネス統括チームリーダーの井上羊美氏を講師に迎え、エゴグラムによる自己診断を行い、行動パターンを知った

上でのコミュニケーションのとり方、コミュニケーションにはなくてはならない“ストローク”の重要性について拝聴した。「人間は、ストロークなしでは生きていけない。褒める・励ます等の言葉や態度をつかったプラスのストロークをどんどん周りになげかけ、また自分自身も受けることにより、より豊かな人間関係を築いて頂きたい。」と述べられた。



井上 羊美氏講演

第2部の交流会では、参加者による組合女性部や企業での取り組みを紹介する活動発表を行うとともに、終始和やかに歓談・交流が行われた。



交流会での活動発表

言葉でささえる 心でささえる 笑顔でささえる そんな大人になりたいな。

京都人権啓発推進会議 / 京都府中小企業団体中央会

平成21年11月30日の国会において「中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する法律」略して「中小企業金融円滑化法」が成立しました。そして、待ったなしの状況で12月04日施行となりました。今回は話題のこの法律を取り上げ、その内容やポイント、利用の方法、問題点などを解説します。

1 亀井金融担当大臣の談話要旨

まずは、施行日の12月04日に発表された金融担当亀井大臣談話の要旨をご覧ください。

- (1) 現下の厳しい経済金融情勢の下で中小・零細企業主は頑張っているが、資金繰りが苦しく返済負担が重たい。
- (2) 担当大臣として借り手の皆さんに安心を提供すること緊急の課題とし、この法律の成立に全力を挙げてきた。
- (3) この法律により、金融機関は債務の返済に支障を生じている中小企業の借り手から申し込みがあった場合には、可能な限り貸付条件の変更の措置をとるよう努める義務を負うことになった。
- (4) その実効性を確保するために、金融機関に体制の整備や情報開示の義務を課すほか、新しい信用保証制度整備すると共に監督指針や金融検査マニュアルの改定を行う。
- (5) 各金融機関においてはこの法律の施行にあたり、社会的責任を果たすために適切な業務の実施に努めること。一体的に中小企業者と経営改善に取り組むこと。
- (6) 中小零細企業者においても、金融機関と協力し積極的に業務の見直しや経営の改善に取り組む自助努力を行うこと。

以上が、当日亀井金融担当大臣が発表した談話の要旨です。

2 法律の内容

実際の法律の条文は、第1条の目的に始まり、第18条まで結構多くの条文が並んでいます。また施行に関する附則もあります。これに伴う地方自治法の一部改正もあります。要約すると、この法律の内容に関しては次の点がポイントです。

なお、現時点ではこの法律は平成23年03月末までの時限立法です。

- (1) **金融機関の努力義務**
 - ・金融機関は中小企業や住宅ローンの借り手からの申し込みに対し、出来る限り条件変更等の適切な措置を取るよう努める。
 - ・金融機関は、他の金融機関、政府系金融機関、信用保証協会等とも連携して、出来る限り貸付条件の変更を行うよう努める。
- (2) **金融機関自らの取り組み**
 - ・金融機関に、貸付条件の変更等の措置を適正かつ円滑に行うことができるように、必要な体制の整備を義務付ける。

具体的な体制の整備とは、次の内容を言います。

顧客の申込に対応するための措置の実施に関する方針の策定
この措置の状況を適切に把握するための体制
この措置に係る苦情相談を適切に行うための体制
中小企業者の事業の改善にまたは再生の支援を適切に行うための体制
この措置に実施にかかる記録の保存

- ・金融機関に、この法律に基づき整備した体制及び貸付条件の変更等の実施状況等を開示することを義務付ける。虚偽開示に対しては罰則を付す。
- (3) **行政上の対応**
 - ・金融機関に、貸付条件の変更等の実施状況を当局に報告することを義務付ける。また、虚偽の報告があった場合は、罰則を付す。
 - ・行政庁は、これを取りまとめ公表する。
開示、報告の義務に関しては具体的には次の内容を言います。

開示、報告の頻度は、銀行が四半期ごと、その他の金融機関は半期ごと
開示、報告の対象期間経過後45日以内に開示、報告をする
開示、報告の対象となる内容は
申込/実行/謝絶/審査中/取り下げ
謝絶の場合はその件数と金額や内容、理由等

- (4) **検査・監督上の措置**
 - ・金融検査マニュアル、監督指針について所要の改定を行う。
 - ・顧客からの条件変更等の申出に対応するための態勢の整備を行う。
 - ・条件変更等を行っても、不良債権に該当しない要件を従来に比べて拡充する。
 - ・中小企業者への融資の取り組み状況について、重点的に検査・監督を行う。

この4つのポイントのうち、中小企業者が注目して欲しいのは「金融機関の努力義務」が明記されたこと、及び「条件変更を行っても不良債権にしない要件」が拡充されたことです。

- (5) **想定される不良債権とされない要件（筆者の仮説）**
今回の改訂された検査マニュアル及び監督指針から想定して、不良債権とみなされない要件はおおよそ次のように想定されます。

再建計画、再生計画が自社の経営内容及び外部環境などが考慮された分析に基づき作成されていること。
計画に具体的な改善施策（資産の売却、負債の圧縮、経費の削減等）が伴っており、数値をベースに作成されていること。
政府系金融機関が条件変更に応じている場合。
現時点で再生計画、再建計画を作成していない場合でも、1年以内に計画策定の準備が具体的に予定されている。かつ、経営者に売却する資産があり、その意思が確認できること。
過去に作成した再生計画、再建計画が計画以上に進捗している場合。

3 中小企業者としてのアクション

以上のように法律が制定され、施行も始まりました。しかし、実際にこの法律が効果を生むのは、現実の中小企業者がこの法律の内容をきちんと理解し、また、適切に活用し、その結果会社の業績が改善されて、初めて法律が制定され施行された意味を持ちます。

単に金融機関からの返済を一時期猶予してもらったから、しばらくその間楽になったということではありません。猶予の期間に、返済が少なくなったわけですから、その資金をプールし、次の事業の建て直しに投入し、改善し結果を出し、その後の経営の安定化に寄与することがあって、初めて効果があったと言えるのです。

金融機関が単独で頑張っても、どうにもならないことです。

では具体的にはどういう対応の方法があるのでしょうか。

- (1) まず、最初に必要なのは会社の業績の現状を正確に把握することです。単に資金繰りが苦しいとか、お金が窮屈だとか、そういう表面的な理由で簡単に金融機関が条件変更に応じてくれるというのは、少し甘いと言わざるを得ません。

ここ3年間の業績の推移はどうか。売上、製造原価、仕入原価、一般経費、人件費等の推移はどうか。利益はきちんと出ているのか、経常収支はバランスしているのか。会社の資産と負債はどうか。特に流動資産である売掛金や在庫、原材料、仕掛品、仮払金などが増加していないか。借入金の推移はどうか。短期と長期の借入金の年間返済額と新規の借入金額はどうか。減価償却費はいくらあるのか。返済原資はいくら可能か。

新たな設備投資は何を行ったか。大きな費用としては何が合ったか。

今期の予想業績はどれくらいか。売上、原価、費用、利益はいくらくらいか。返済の原資はいくらくらいあるか。

こういった基本的な経営の状況をきちんと経営者自身が把握することが大切です。

- (2) 次に、今後3年間から5年間くらいの会社の事業計画を考えてみます。

この事業計画には売上はもちろん、製造原価、商品仕入れ、人件費を中心とする経費、支払利息などを織り込みます。

その事業計画ではいくらかの返済が可能か。期間中の設備投資やそれ以外の大口費用の発生はあるか。

などを考慮して今後5年間くらいの事業計画を立てて見ます。

さらにできれば、その事業計画が実現したとして、資産と負債がどうなるのかを検討します（これは少々難しい）。

- (3) ここまでできて初めて、金融機関と条件変更の交渉ができる環境が整います。こういう検討をいっさいしないで、ざっとした感覚で金融機関と交渉を始めるのは得策ではありません。

自社の過去を総括し、今後の明確なプランを立てること。

その計画に基づき金融機関に返済条件の緩和、条件変更を申し入れることが可能になります。

4 金融機関との交渉

いくら法律が出来たとはいえ、無制限に無条件に金融機関が中小企業者の申し出をすべて受け入れてくれるわけではありません。

また、既に地元金融機関とは上記のような返済条件の緩和や返済の繰延などの対応をしていられる企業も多いかと思えます。

そういう意味では今回の法律の対象は、主として都市銀行や政府系金融機関、保証協会などへ向けたメッセージであるとも言えます。

しかしながら、既に条件緩和を実行している企業でも、昨今の厳しい経営環境から考えて一層の条件緩和が必要な企業もあるでしょう。

そのときに、今回の法律の制定、施行は大きな意義を持

ちます。

また、企業側からは分かりませんが、条件緩和を実行しても金融機関からみた企業の評価ランクを一方的に下げないということも大きな意義があります。

一般的に金融機関側からの評価ランクが下がると、多額の引当金を積まないといけないのです。従来は条件緩和に応じると、間違いなく評価ランクは下がりました。そして、多額の引当金が必要でした。これは金融機関の収益を大きく圧迫します。

その意味でも今回の法律の改正により、金融機関側が返済条件緩和に応じる環境が一層整備されたことになりました。

5 最後に

時限立法とはいえ、資金繰りに苦しむ中小企業者には朗報です。既に地元金融機関とは、従来からこのような内容で、いろいろと条件変更を行って苦しい資金繰りに対処している企業もあると思えます。

単なる返済条件の緩和や、安易なスケジュールは逆にその後の資金繰りが苦しくなります。その間に有効な対策を行い、徐々に結果を出し、自力で再生、再建できる環境を

整えることが重要です。

いつかは春が来るだろうという「春待ち型」の経営は過去のこと。自力で今後の3年間、5年間を展望できる経営環境を作ることが経営者の使命です。

そのため、今回強力な援軍ができました。これに安住することなく、さらにいっそうの経営改善、経営改革を押し進めていただきたいと思います。



「農薬を使わんとお米を作ってくれまへんか」

明治26年に創業した当社は、本当に片田舎の小さなお酢屋でございます。

昭和37年、そんなお酢屋に転機が訪れました。それは先代でもある三代目の飯尾輝之助が、農家さんに「農薬を使わんと米を作ってくれまへんか」と、お願いして回ったときから、私どもの新しいお酢造りが始まりました。

昭和30年代と言うと高度成長期の真っ只中、大量生産・大量消費が美德とされた時代です。輝之助は、ほかの方より少し早めに食の安全に取組みました。そして5年後の昭和44年に今では私どもの看板商品となりました農薬を一切使わないお米から造った「純米富士酢」の販売にこぎつけます。

農薬を使わずにお米を作ると一言で言いますが、農家さんにとってすごい負担をかけるものでした。ですから協力をして下さった農家さんには、私どもはそれに報いるというのが、祖父であり父の考えでした。

ですから、農家さんが苦勞して作ったお米ですから農協の買取価格の2倍で頂くとともに、作業の軽減につながる新しい農法を实践し、コスト削減のため私どもが資材・機材を用意し農家さんに使って頂くことなどを行って参りました。

「お客さんのため、農家のため、棚田を守るため」

とは言え時代がどんどん進むにつれ、農家さんの高齢化が進んでいきます。「無農薬どころか来年は田んぼでけへんわ」と打ち明けられました。そこで父は、私ども蔵の者に「農家が作れへんようになったら、ウチで米を作ろうと思うけど、みんなは一緒にやってくれるか」と問いかけました。私どもがすごく恵まれているなと思いますのは、ウチの蔵人はみんな「じゃあ、やりましょう」と、自分たちで米を作るという決断をしてくれ、機械が入らない手間のかかる棚田で約七反の米作りを始める事になりました。

私どもが米を作るという事が、結果的に棚田や里山の貴重な風景を守ることにつながり、平成19年には私どもの棚田も丹後天橋立大江山国定公園の一部として指定されました。

酢を介した双方向型のコミュニケーション

現在、酢というものを介して対話型・双方向型のコミュニケーションを実践しております。

平成13年にホームページを立ち上げ、様々な私どもの取り組みをこのサイトに載せるようになりました。お酢の使い方を具体的にお伝えするため「お酢や母娘の酢料理レシピ」というページを立ち上げたり、ブログで日々の仕事内容や醸造現場を写真とともにご紹介し、さら

に、私どものお酢を使って下さっているレストランや料理屋さんの情報なども発信するようになりました。

また、私どもの事を知って頂くために、醸造現場をご覧頂く事を積極的に行っており、今では年間2,000人の方がいらっしゃいます。

お中元やお歳暮のような贈答品に関しましても、お届け先だけではなく依頼主様にも満足して頂きたいと考え、ご依頼品をどのように包装し、いつお届けしましたという事をハガキで報告するような仕組みを作りました。

こういう事を続けておりますと、お客さんと私どもの距離がどんどん近くなり、お客さんの気持ちも分かるようになって参りました。初めて私どものお酢を買って下さる方がお馴染さんになって下さって、今度はその方が知人友人に飯尾醸造を紹介して下さるようになります。また、今度は田植えや稲刈りに参加して頂くことによって生産者の一人になって下さり、お客様の方からどんどん私どもの方に近づかれ、いわばパートナーのような存在になってきました。私どもの事を理解し共感して下さる方々の人数を増やしたい、そのためには私どもがどんな事をしたらいいのかという事を蔵全体で考える事が、この10年で少しずつ進んできたのかなというふうに考えております。

距離感を重視した経営

私どもの経営は規模よりも距離感というものを大事にすることによって、結果的にみんなの幸せに近づくと考えております。一般的な企業というのは、売上高、利益、シェアといったものを重要視されると思います。当然私どもも売上と利益というものを確保する必要があるのですが、それ以外にも大事なものが、お客さんをはじめステークホルダーの皆さんと少しずつでも近づいていくことだと考えています。そして近づくことにより信頼関係が深まり、結果的に強い経営に結びつくと考えています。

また、企業成長というのは、規模を大きくすることだけではないと思っています。私どもの10年前に売上に占める通販の比率が2%だったのですが、今はやっと25%までできました。このことによってお客様との絆にも繋がっていると思います。さらに、私どもみたいに小さなとこだからこそ、大手旅行会社のツアーと違う宮津の魅力をもPRできると思います。

そういう意味で私自身が描く飯尾醸造の経営像というのは、「富士酢のある宮津に行ったけど、良かったね」「富士酢のある宮津に行きたいね」と言って頂けることが、結果的に宮津全体の振興にも繋がるとともに、社員が楽しく働けること、もちろんお客さんや取引先さん、農家さんにとってもプラスの効果が生まれ、みんなの幸せに結び付くと考えております。

第1弾

京都府中小企業組合士協会 創立25周年記念事業 創立25周年記念講演会を開催

去る、2月2日（火）、ルビノ京都堀川において、京都府中小企業組合士協会（会長：田中陽一）創立25周年記念講演会が、京都府・京都市など多数の関係機関の来賓を招き開催された。



京都大学大学院
経済学研究科教授 岡田 知弘 氏

記念講演会には、岡田知弘 京都大学大学院経済学研究科教授を講師に招き、「地域経済再生と中小企業（組合）の役割」と題し、経済のグローバル化と地域経済の構造変化の下で、地域経済が「活性化」し、「豊かさ」をもつことの意味を理解し、グローバリズムの中での「人間性」と「経済性」の対立・調和をどのように推し進め

るかを講演頂いた。結びに、地域経済・社会の担い手として、地域に根ざした中小企業・組合・組合士に課せられた役割と期待は大きいと締めくくられた。



中小企業組合士とは

中小企業の連携組織を通じて企業活動をサポートすること、産官学連携・組合間連携など様々なコーディネート活動をリードするため、全国中小企業団体中央会が実施する「中小企業組合検定試験」に合格し、且つ3年以上の実務経験がある人に与えられる資格である。

当協会は昭和59年11月に「一組合一組合士」を目標に設立され、現在76名の会員が所属し、事業協同組合等の組合をはじめ、それぞれの分野で活躍されている。

第2弾

視察研修会のご案内

本会では、創立25周年記念事業第2弾企画として、長野県阿智村を訪問し、地域経済を支える自治体・住民・業界の取り組みについて、自治体関係者及び地域開発プロジェクト会社との懇談を行うとともに、視察研修会を開催致します。

中小企業組合士をはじめ中小企業組合関係の皆様、ぜひご参加下さい。

日 時 平成22年3月28日（日）・29日（月）
午前9時50分京都駅バスプール集合

3/28（日）	（10:00）京都駅バスプール ➡ 名神高速バス移動 ➡ （11:30）名神養老SE 昼食 ➡ 中央道バス移動 ➡ （14:00）中央道中津川SE ➡（15:00）阿智村着 阿智村役場/（株）エリアサポート研修・懇談会
3/29（月）	（9:30）出発 （9:50）喜久水酒造 ➡（10:35）元善光寺 ➡ （11:45）せきじま（水引工芸の実演と美術館）➡（12:20）伊那路・昼食 ➡ （13:25）飯田IC ➡（16:30）京都東IC

宿泊先 昼神温泉郷・保養センター 尾張あさひ苑

参加費 お一人様15,000円

お問合せ 参加申込方法等詳しくは、以下までお願いします。

京都府中小企業組合士協会事務局

鈴木

☎ 075-314-7132 Fax 075-314-7130

(経済産業大臣指定伝統的工芸品・京都府知事指定伝統的工芸品・地域団体商標登録)

京都は仏教文化の都でもあり、市内の至る所に大小様々な各宗派の寺院が存在しています。こうした多数の寺院と各家庭の需要に応えながら「京仏壇」・「京仏具」は発展してきました。

京仏壇

仏壇は厨子(ずし)から変化したのですが、もっぱら武士階級のものとして用いられていました。これが一般に広まったのは、江戸時代初期からで、徳川幕府が行った宗門改によって、各家庭での仏壇を必要とする人々が増えたため、一般家庭用仏壇の生産が本格化したと考えられます。

京仏壇は、各宗派の総本山の本堂の様子を忠実に再現小型化した精緻な工芸品として「京もの」と呼ばれ、格調の高さと精神性を誇っています。また、京仏壇の製作工程は、細かい分業体制が確立しており、2,000程あるという各部分を専門にこなす職人たちの技術が統合されて出来上がっています。

京仏具

京都における仏具は、平安仏教を特色付けた最澄、空海の時代の8世紀頃に、その製作が始められたと考えられます。11世紀初頭には仏師が七条に「仏所」を設け、仏具作りの職人を集めたことが本格的な仏具の歴史の始まりと言えます。

各宗派の元となる総本山が100以上、3,000余り

の寺々や数多くの国宝・文化財に囲まれた環境の中で発展して来た京都の仏具作りは、その多彩で高度な分業の技術を集めた技と心の結晶とも言えるもので、いずれも手作りの一品生産です。

若林 卯兵衛 理事長よりひとこと

お仏壇は、亡き人やご先祖様を供養するためにまつるものと思われていますが、本来はご本尊をまつるもので、みんなの心のよりどころとなる大切なものです。組合では、京都精華大学と連携し京仏壇・京仏具をマンガでわかりやすく解説した冊子を作成しましたので、ご入用の方は組合にお問合せ下さい。京仏壇・京仏具がいいものというのは、皆さんよくご存じです。ほんまもんなのでいつまでも使えるし、300年前のものでも修繕できます。今、業界が対策に苦慮していることは、上乘せ二重価格防止、中国産を京都産と表示する産地偽装、漆塗りではないのに漆塗りと表示する虚偽表示です。決して中国産が悪いと言っているのではなく、“うそ”をついて売ることに困っているのです。



組合DATA

京都府仏具協同組合

〒600-8216 京都市下京区東塩小路町607番地の10
サンプル京都ビル 3階東側A号室

☎ 075-341-2426 FAX 075-343-2850

URL <http://www.kyobutsugu.com/>



協会けんぽからのお知らせ

平成22年3月から都道府県毎の健康保険料率に変更になります。

現行8.20%

全国平均 9.34%

現行8.19%

京都府 9.33%

40歳から64歳までの方(介護保険第2号被保険者)は、これに全国一律の介護保険の保険料率(1.50%)が加わります。

制度改正等の措置により引上げ幅を相当圧縮できるものの、平成22年度の保険料率は、かつてない大幅な引上げを行わざるをえなくなりました。厳しい経済状況の中ではありますが、加入者の皆様の医療を支えるため、事業主・加入者の方々には、このような負担につきまして、何とぞご理解をいただきますようお願い申し上げます。

全国健康保険協会京都支部

☎ 075-256-8630

詳しくは、協会けんぽホームページをご覧ください。

協会けんぽ

検索

または <http://www.kyoukaikenpo.or.jp/>

平成22年3月卒業
就職未内定者限定

新卒者就職応援 プロジェクトのご案内

長期間の職場実習で

元気な企業 と **やる気のある人材** との出会いを!

今年度の新卒者の内定状況は大変厳しい状況にあります。このため平成22年3月に大学、大学院、短大、高等学校、高等専門学校、専修学校を卒業する就職先が未内定の方を対象に中小企業の仕事現場に触れる機会を提供し、中小企業で働く上で必要とされる技能・技術・ノウハウ等を習得してもらうための長期間（最長6ヶ月）の職場実習（いわゆるインターンシップ）等を実施します。併せてこうした取組を通じて中小企業の人材確保につなげていくことを目的としています。



受入企業のメリット

- 1 職場実習（いわゆるインターンシップ）期間を通じて自社にマッチした人材を見極める事ができます。
- 2 教育訓練費助成金が一人受入れにつき日額3,500円が支給されます。
※助成金は、課税の対象となります。
- 3 職場実習（いわゆるインターンシップ）を円滑に実施するカリキュラムを提供しますので、職場実習のノウハウが無くても安心です。職場実習期間には適宜キャリアカウンセラー等専門家からアドバイスが受けられます。



参加学生（実習生）のメリット

- 1 職場実習（いわゆるインターンシップ）期間を通じて働く上で必要とされる技能・技術・ノウハウ等を習得できます。
- 2 職場実習期間には適宜キャリアカウンセラー等専門家からアドバイスが受けられます。その後の就職に関することも相談にのります。
- 3 職場実習期間中、実習生には技能習得支援助成金（日額7,000円）が支給されます。※助成金は、課税の対象となる可能性があります。



※1 青少年の健全な育成の観点から不適切な業種・業態などは本事業の対象となりません。

※2 職場実習の実施にあたっては、実習生、受入企業、コーディネイト機関の三者でご確認していただく内容がございます。

職場実習
スタート

平成22年4月1日から随時開始

新卒者就職応援プロジェクト受入先企業募集の説明会

新卒者就職応援プロジェクト実習生募集の説明会 & 登録会

3月18日(木) 14:00~15:30

3月17日(水)

場所 京都府中小企業会館 8階 805会議室
(西大路五条下ル東側)

第1部 説明会 9:30~10:30
登録会 10:30~12:00 (先着申込50名)

内容 新卒者就職応援プロジェクトの説明
実習生及び受入先企業応募要領の説明

第2部 説明会 13:30~14:30
登録会 14:30~16:00 (先着申込50名)
1人20分程度の個別面談により具体的な希望内容を伺います。

申込 & 問合せ先

京都府中小企業団体中央会
今嵐・金子・鈴木

〒615-0042 京都市右京区西大路五条下ル 京都府中小企業会館4階
Tel.075-314-7131 / Fax.075-314-7130
e-mail web@chuokai-kyoto.or.jp

業界景況天気図		概 況	
全 体	12月 1月 ☔ ☔	多くの中小企業は、底を這う厳しい状況から脱しきれず、厳しい状況が続いている。また、数値では回復の見られる業界もあるが、先行き不透明感は強く、予断を許さない状況が続いている。	
製造業	繊維・同製品 ☔ ☔	きものの購買意欲の低下傾向に変化はなく、新年になっても積極的な動きは見られず低迷が続いている。	
	出版・印刷 ☔ ☔	前月同様の流れに変化は見られず、売上・収益状況等は悪化し、厳しい状況である。	
	12月 ☔	鉄鋼・金属 ☔ ☔	1月度も依然として厳しい状況は続いている。組合全体でみると、まだ80%前後の回復状況である。こうした長引く不況の中、資金繰りが心配される。
	1月 ☔	一般機械等 ☔ ☔	一般機械器具製造業では、目先の受注しがなく、依然予断を許さぬ状況がまだしばらく続くものと思われる。電気機械器具製造業では、半導体等一部業態に好転の兆しが見える大部分が輸出物件であり、国内市場の冷え込みは継続して厳しい状況にある。
	☔	その他製造業 ☔ ☔	プラスチック製品製造業では、自動車、薄型テレビに代表される分野では受注回復傾向が見られるというが、他分野では中小企業まで仕事が下りてこない。経済指標以上に実感は厳しく、収益は依然底を這う状況下にある。
非製造業	卸 売 ☔ ☔	機械器具卸売業では、ようやく行き先に明りが見えてきたようで、若干ではあるが数字的にも増加が見られる。いずれにしても国内の個人需要や設備投資市場が動き出したのではなく、中国を始めとするアジアの需要関連ばかりである。	
	小 売 ☔ ☔	家電小売業界では、薄型テレビの需要も年末商戦を過ぎ少し落ちつきつつあり、その他の白物家電等にも購買意欲の低下が見受けられ、全体的に市況は厳しい状況にある。燃料小売業界では、一部の業者が過当競争を続けており、周辺業者のみならず他地域にも拡大し、最悪の事態となっている。	
	12月 ☔	商店街 ☔ ☔	今年の正月はいつになく売上が悪かったようで、今年もまだ不景気が続きそうな気配を感じる年明けを迎えた。人通りがあっても消費にはなかなか繋がらないのが現状である。府北部では、積雪した日が少なく、長靴等の防寒用品、雪かき用具等の特需が少なかったようだ。
	1月 ☔	サービス ☔ ☔	観光客が減少している。以前はキャンセルがあっても他の客ですぐに埋まったが、最近ではそれも少ない。
	☔	建 設 ☔ ☔	昨年同月比では変わらぬ部分もあるものの、昨年同月が既に厳しい落ち込みの中にあり、悪いまの状況が長期化し、更に悪化したという感じは広がりつつある。住宅への支出、建物への設備投資は、その気持ち・意欲が止まっているとの見方もある。
	☔	運輸・倉庫 ☔ ☔	倉庫業界では、入出庫高の動きについては例年とは違った動きとなり、減少傾向となった。残高については、入出庫の動きから減少となった。いずれにしても先行きは不透明な感がある。

快晴 DI値 40以上	晴れ 20～40未満	くもり 20未満～20未満	小雨 20～40未満	雨 40以上
-------------	------------	---------------	------------	--------

新加入会員紹介

一般会員

会員名 京都南工業団地協同組合
所在地 京都市南区久世東土川町350
京都精工電機株式会社内
代表者 理事長 井上 昌眉
設立年月日 昭和43年12月25日
組合員数 10人

特別会員

会員名 一般社団法人京都府解体工事業協会
所在地 京都市南区上鳥羽南鉾立町8-1
代表者 代表理事 寺村 忠士
設立年月日 平成21年6月26日
会員数 17人

特別会員

会員名 カンケンテクノ株式会社
所在地 京都府長岡京市神足太田30-2
代表者 代表取締役 今村 啓志
設立年月日 昭和53年12月2日
従業員数 260人
U R L <http://www.kanken-techno.co.jp>

特別会員

会員名 セルコ株式会社
所在地 京都市山科区川田清水焼団地町7番地1
代表者 代表取締役 吉田 昌治
設立年月日 昭和58年8月1日
従業員数 37人
U R L <http://www.selco.ne.jp>

特別会員

会員名 株式会社成田製作所
所在地 京都府久世郡久御山町大字下津屋小字富城91番地
代表者 代表取締役 成田 一成
設立年月日 昭和21年11月15日
従業員数 42人
U R L <http://www.narita-mfg.co.jp>

特別会員

会員名 アクアフェアリー株式会社
所在地 京都市西京区御陵大原町一丁目39番地
代表者 代表取締役社長 相沢 幹雄
設立年月日 平成18年6月30日
従業員数 24人
U R L <http://www.aquafairy.co.jp/>

特別会員

会員名 株式会社丸保
所在地 京都市下京区室町通五条上ル阪東屋町267番地
代表者 代表取締役 奥田 直幸

賛助会員

会員名 株式会社ユニマットライフ 京都営業所
所在地 京都市伏見区竹田浄菩提院町313
代表者 所長 小平 岳人
設立年月日 平成3年10月1日
従業員数 2,204人
U R L <http://www.unimat-life.co.jp>

賛助会員

会員名 株式会社ファーストライン
所在地 京都府福知山市三和町芦淵347番地
代表者 代表取締役 早川 雅也
設立年月日 平成1年6月1日
従業員数 50人
U R L <http://www.first-l.co.jp>

月刊中小企業連携組織活性化情報 **協同**

3/2010 平成22年3月1日発行 通巻759号

編集・発行

京都府中小企業団体中央会

京都市右京区西院東中水町17(西大路五条下ル) 京都府中小企業会館4階

TEL 075-314-7131 FAX 075-314-7130

URL <http://www.chuokai-kyoto.or.jp> E-Mail web@chuokai-kyoto.or.jp